

# 山元町からのお知らせ

## 令和4年福島県沖を震源とする地震に関する情報③

### 【令和4年4月13日】

このたびの地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。  
各種支援制度について次の通りお知らせします。

## 1 損害見舞金、2 被災者生活再建支援金について

被災者生活再建支援法の適用による被災者生活再建支援金と併せ、下記のとおり町独自の損害見舞金及び被災者生活再建支援金(基礎支援金)の支給を行います。

被害の程度		損害見舞金 (町独自支援分)	被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法適用分)		
			※世帯員1名の単数世帯は下記金額の3/4の額		
1世帯あたり		7万円	基礎支援金	加算支援金	
支給内容	全壊		7万円	100万円	建設・購入 200万円
		補修 100万円			
		賃借 50万円			
	半壊	大規模半壊	5万円	50万円	建設・購入 200万円
					補修 100万円
					賃借 50万円
	中規模半壊	25万円	建設・購入 100万円		
			補修 50万円		
	半壊	15万円	賃借 25万円		
準半壊		3万円	7万円		
半壊解体			半壊以上の被害や、敷地被害でやむを得ず住宅を解体した場合、全壊扱いとなります。		
申請方法	申請手続	令和4年4月14日(木)から、随時該当する世帯に申請書等を郵送しますので、返信用封筒に必要書類を入れ返信ください。		基礎支援金申請後 (住宅の再建方法が決まり次第申請してください。)	
	申請者	被災世帯の世帯主			
	申請期限	令和4年度末	令和5年4月15日	令和7年4月15日	
	問合せ先	保健福祉課 福祉班 ☎ 0223-37-1113			

※被災者生活再建支援金(基礎支援金)については、国の法に基づく支援と町の独自支援となることから、被災の程度変更により、後日、国への追加申請、町分の返還が生じる場合があります。  
※罹災証明書の確認、問合せは税務課(☎ 0223-37-1114)までお願いします。

### 3 被災住宅の応急修理制度について

災害救助法の規定により、令和4年3月16日発生 of 福島県沖を震源とする地震に伴う災害により被災された世帯を対象に、日常生活に最低限必要な範囲の応急修理について、町が工事業者等に依頼して、一定の範囲内で応急修理を行います。

#### 【補助対象】

- ・ 罹災証明書による住宅の被害の程度が準半壊以上であること。
- ・ 町税など滞納がない方に限ります。

**※工事業者等へ修繕費を支払い済みの場合は、本制度の対象外となります。**

#### 【補助金額】

- ・ 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合 ⇒ 一世帯あたり59万5千円以内
- ・ 準半壊の場合 ⇒ 一世帯あたり30万円以内  
(補助金額は町から工事業者等に支払います。)

【受付開始】 令和4年4月14日(木)から

### 4 被災した瓦屋根の改修補助について

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、被害を受けた一部損壊を含む住宅の所有者(又は管理者)が行う、瓦屋根改修に要する費用の一部を補助します。

(罹災証明書がなくても対象となります。)

#### 【補助対象】

- ・ 地震で被災し、屋根が現行の基準に適合していない住宅であること。
- ・ 瓦屋根を所要の耐震・耐風基準に適合した屋根にふき替えること。(全ての瓦をくぎ、ねじで留めること。瓦屋根から金属屋根にふき替えすることも該当します。)
- ・ 町税など滞納がない方に限ります。

#### 【補助金額】

- ・ 上限 55 万 2,000 円(補助金額は町から申込者に支払います。)  
(注意)補助金額は、次のうちいずれか少ない額になります。
- ・ 補助対象工事費の 23 パーセント
- ・ 改修屋根面積(平方メートル) × 24,000 円の 23 パーセント

#### 【留意事項】

- ・ 福島県沖地震発生(令和4年3月16日)以降で、既に屋根を改修した方も対象となります。
- ・ 段階的に一部分を修理する場合も利用可能ですが、将来的に全面(残りの箇所)改修することが条件となります。

**※令和3年度に改修した箇所は対象外となり、支給限度額は令和3年度分と今回の合算となります。**

**※上記の応急修理制度との適用箇所の重複はできません。**

**※罹災証明書による住宅の被害の程度が準半壊以上の場合、応急修理制度を利用するほうが有利になる場合があります。ご相談ください。**

【事前相談】 令和4年4月14日(木)より事前相談を開始(受付開始は5月上旬を予定)

#### 3・4の受付場所、時間、問合せ先

- ・ 山元町役場 建設課(1階) 平日 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
- ・ 建設課 都市計画・住宅班(☎ 0223-29-8005)